

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和7年12月12日（金曜日） 午後2時50分 ～ 午後3時

2 件名

社会教育関連施設の開館時間・休館日の見直しについて

3 議事録

（岩間総合政策部長）

ただいまから、議員説明会を開催いたします。

本日の案件につきまして、生涯学習部、教育部から説明をさせていただきます。

菅野生涯学習部長。

（菅野生涯学習部長）

お疲れのところ申し訳ありません。よろしくお願いします。

11月21日に開催しました議員説明会での「職員の働き方改革推進に向けた開庁時間の見直しについて」の説明の中で、「社会教育施設の閉館時間等の見直し」として、休館日や開館・閉館時間について見直しを行い、条例改正が必要な施設については、12月定例会に議案上程を行うとしておりました。

見直しに当たっては、観光協会や温泉施設等からもご意見をいただきながら調整し、案がまとまりましたので、必要となる条例の改正について、議会最終日に提案したいと考えております。

それでは、見直しの内容につきましては、担当課長より説明いたします。

（岩間総合政策部長）

大竹賢治まちづくり課長。

（大竹賢治まちづくり課長）

賢治まちづくり課の大竹です。私からご説明いたします。資料の配布が当日になってしまい、申し訳ございません。本日はお手元の資料ナンバー1とナンバー2を用いましてご説明いたします。今回の趣旨につきましては、先ほど菅野部長からご説明申し上げたとおりでございますので、施設運営の現状から説明いたします。

市の社会教育関連施設につきましては、ほとんどの施設の条例で開館時間を8時30分と定めており、この時間に開館するために早めに出勤して、施設、設備の点検や開錠、空調の運転など開館準備作業を行っております。特に冬季は降雪の状況によっては早朝に出勤し、除雪を行うなど、日常的に時間外勤務により対応している状況であり、働き方改革の観点からも好ましくないと考えております。

また、休館日につきまして、資料ナンバー2に記載のとおり一部の施設を除いて、毎週月曜日と条例で定めておりますが、現在は来館者の利便性を高めるため、休館せず開館しております。また、年末年始についても12月28日から1月3日まで休館と定めており

ますが、現状は1月2日から開館しております。このような運用は、昭和60年2月から賢治記念館で始まったものと認識しております。

こうした運用によって市内の施設は、ほぼ通年開館している状況にあり、空調や浄化槽といった設備の点検、ガラス清掃などの日程調整に苦慮しており、多くの施設で夜間に清掃や点検を行っている状況です。また、空調などの設備を休みなく稼働することで負荷がかかっており、故障などが発生しやすい状況にもなっております。

ただいま申し上げましたように施設の運営に課題が生じておりますことから、開館時間の変更と休館日を設けることにより、状況を改善し、施設の安定運営につなげることで、サービスの向上を図ってまいりたいと考えたところです。具体的に申し上げますと、施設の開館時間を午前9時から午後4時30分とし、余裕をもって朝の開館の準備や閉館後の点検作業を行えるようにしたいと考えております。この点については先日、ご説明いたしましたとおり、市役所の窓口についても令和8年1月23日より、午前9時から午後4時30分までとすることとしているものです。

併せて、定期的な休館日を設けることにより、施設の点検や清掃の実施や設備への負荷の軽減を図り、施設の安定運営につなげ、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、資料2のとおり施設ごとに休館することを考えております。現行条例において、多くの施設が休館日を月曜日としていたところであり、基本的にはこの規定に従って休館すること、また、これまで定例の休館日が規定されていなかった施設についても今回の改正により、毎週月曜日を休館日と定めようとするものです。

なお、宮沢賢治記念館とイーハトーブ館は、現行の条例では月曜日の休館と定めていたところですが、これら2施設については、今回の改正により休館日を火曜日にしようとするものです。この2施設を火曜日に休館とすることにつきましては、今回の条例改正を検討する中で観光協会と旅館ホテル生活衛生協業組合花巻支部の皆さまにご意見を伺った際に、週1回の休館を設けることについて、ご理解はいただいたものの、観光客の入込の多い宮沢賢治関連施設の休館日をすべて同じ日に設定せずに分散すること、特に宮沢賢治記念館と童話村は別な日にしてもらえるとありがたいとのご意見をいただいたことから、このように考えたものです。火曜日に休館することにつきましては、曜日別の来館者の統計から見ますと、火曜日は他の曜日と比較して来館者が少ない状況でありますこと、休館日が週末に近づく団体旅行等の来館が多い曜日に当たることは避けたいとの考えによるものです。

なお、大迫伝習館を除く施設につきましては、休館日が祝日などに当たった際、例えばゴールデンウィークなどには、その翌日以後の休日とならない日を休館することと規定されておりますので、連休に施設を訪れても休館しているということはありません。また、年末年始については、これまで条例規定がなかった施設もございしますが、毎年12月28日から1月3日として令和8年の年末からこのような期間で休館したいと考えております。施行日につきましては、令和8年4月1日と考えております。

なお、議会での承認が得られた際には、関係機関の協力もいただいて、周知を図ってまいります。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(岩間総合政策部長)

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。

(質疑意見等なし。)

(岩間総合政策部長)

ないようでございますので、これをもちまして、議員説明会を閉会いたします。本日は、お疲れのところありがとうございました。